

第4章 維持管理

4-1 維持管理

視覚障害者誘導用ブロックの破損・摩耗・著しい退色を発見した場合は、補修を行い常に視覚障害者誘導用ブロックの機能が十分発揮できるようにする。
また、補修を行う際には、本基準に基づき行うことを基本とする。

<解説>

破損が一部でもある場合は補修するものとする。

摩耗の判断基準としては、凹面と凸面との差が一部でも2mm以下となった場合に補修するものとする。

補修する際の材料としては、ある程度まとまった、連続した部分において、一気に改修がなされる等、既存の視覚障害者誘導用ブロックの中にJIS規格のものが混じりこんでも、視覚障害者誘導用ブロックによる誘導の一貫性を確保する上で問題がないと判断される場合はJIS規格の視覚障害者誘導用ブロック（コンクリート製品）とする。そうではなく、部分的な補修にとどまる場合は、誘導の一貫性を勘案し、従来の視覚障害者誘導用ブロックによる補修でもよいものとする。

また、インターロッキングブロックに突起がある視覚障害者誘導用ブロックにて敷設されている箇所については、突起間隔が狭い等ブロックそのものがわかりづらいということから、JIS規格の視覚障害者誘導用ブロック（コンクリート製品）にて補修するものとする。その場合、既存の視覚障害者誘導用ブロックの中にJIS規格のものが混じりこんでも、視覚障害者誘導用ブロックによる誘導の一貫性を確保する上で問題がないよう、ある程度まとまった、連続した部分において、改修に努めることとする。